（別紙）

様式第1号(第5条関係)

会　　議　　録

会 議 の 名 称	第７期第６回美幌町自治推進委員会
開 催 日 時	令和８年９月１６日（水） １６時００分　開会　　１６時３０分　閉会
開 催 場 所	役場庁舎１階　第１会議室
出 席 者 氏 名	田村会長、西岡副会長、北守委員、斉藤委員、佐藤委員、林委員、 村上委員、佐々木委員
欠 席 者 氏 名	泊り委員、西田委員
事務局職員職氏名	那須総務部長、喜來政策推進課長、金子主査、遠藤主事補
議 題	1　美幌町議会からの見直し提案について 2　見直し内容のまとめについて
会議の公開又は 非公開の別	公開
非 公 開 の 理 由 (会議を非公開とした場合)	_
傍 聴 人 の 数 (会議を公開した場合)	_
会議資料の名称	【資料１】自治基本条例見直しにかかる美幌町議会からの回答 【資料２】第7章議会に関する改正案 【資料３】見直し内容のまとめ 【資料４】今後のスケジュールについて 美幌町自治基本条例逐条解説（R6.3改訂）
会議録の作成方針	■録音テープを使用した全部記録
	□録音テープを使用した要点記録
	□要点記録

発　　言　　者	審議内容　（発言内容、審議経過、結論等）
田村会長	只今から、第 7 期美幌町自治推進委員会の第 6 回推進委員会を開催いたします。 この会議につきましては、「美幌町審議会等の会議の公開に関する条例」第 3 条の規定により公開されます。 ただし、美幌町情報公開条例に定める非公開情報ですとか、会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると認められる場合は会議の全部又は一部を公開しないことができます。 そして、会議終了後、速やかに会議録を作成することになりますが、会議録の公開につきましては、その写しと会議資料を町ホームページにも掲載いたしますのでご了承願います。 はじめに本日の欠席委員について、ご報告をさせていただきます。 泊り委員と西田委員から欠席の旨届出がありましたので、ご報告をさせていただきます。 それでは次第に、議題に入らせていただきます。 〈議題１　美幌町議会からの見直し提案について〉 議題の 1 つ目「美幌町議会からの見直し提案について」事務局から説明をお願いします。
事務局（政策主査）	私から「議題（1）美幌町議会からの見直し提案について」ご説明いたします。座って説明させていただきます。 資料 1 をご覧ください。 これまで自治推進委員会で、後日詳細な議論を行うこととしておりました条例第 7 章、議会部分に関しまして、去る令和 8 年 6 月 19 日付で美幌町議会より見直しに関するご意見をいただいております。資料はその回答書になっております。 次のページをお開き願います。 条例改正に伴う意見でありまして、その趣旨は、条例第 29 条第 4 項に規定する「議会報告会」について、「議員カフェ」や「議員フォーラム」など第 3 項に規定する「町民との意見交換会の場」に合わせて開催をしている現状に合わせて、見直しを行おうとするものでございます。 条文の改正内容につきましては、資料中段の趣旨き部分に記載をしてございます。町民からの意見を聴取する「町民との意見交換の場」を定める第 3 項と、町民に対し説明及び報告をする「議会報告会」を定める第 4 項、これを一つの項に統合するというものでございました。 それでは次に、資料 2 をご覧いただければと思います。 これらの議会提案に対しまして、改正の趣旨を踏まえつつ事務局にて法制的な観点から検証を行いまして、修正案の作成をして議会側に提案を行っております。 修正提案の内容につきましては、資料中段の右側に記載がございます。「第 3

	項と第 4 項を別の項のまま残すこと」、それから「全員出席のもと開催することとしている議会報告会につきましては、全議員の開催の意思決定のもと」に変更するといった内容でございます。 　この提案に関する考え方でございますが、資料下段の 4 項目が挙げられます。まず前提として、第 29 条第 3 項に定める町民からの意見を聴取する「町民との意見交換の場」、それから第 4 項に定める町民に対し、説明及び報告をする「議会報告会」につきましては、いずれも町民との対話や情報共有を進めるための重要な機会である一方、それぞれの実施目的や役割については異なる側面があるものと考えられます。 　また、これまで議論を進めてきた行政の責務につきましても、広聴と広報の違いをわかりやすく規定するため、項を分けることとして進めていることから、従来のまま別な項として残すことで、議会と行政の条文が統一した考え方として整理できるものと考えております。 　さらには、議員カフェなどの柔軟な会議スタイルによる活動は、逐条解説により考え方を整理することで、条文を統合しなくとも同時開催が可能であると考えております。 　一方で、第 29 条の第 4 項におきましては、理念として「全議員出席のもと」と規定されておりますが、急な都合による欠席が 1 人でも発生した場合に、開催要件を満たしていないと捉えられる可能性が否定できないことから「全議員による開催の意思決定のもと」とすることで、こうした課題を解消するとともに、議会の意思による開催を担保する表現としております。 　次のページをお開き願います。 　続いて、こちらは議会から意見があったものではなく、追加での提案でございますが、現在の条例では、第 29 条第 2 項におきまして「町民からの請願及び陳情を政策提案と位置付ける」旨が定められておりまして、これにより、町民から寄せられた請願・陳情など町民の意見に基づいた政策提案については、一定の位置付けがなされております。 　しかしながら、議会が主導し自ら地域の課題を見つけ、政策を考え、行政側に伝える「政策提言」につきましては、現在の条例上、明確に位置付ける条文はございません。 　このことから、他の自治体における事例などを参考にしまして、議会主導による政策提言を位置付けすることを目的として、資料下段右側にあります、条文のうち朱書きのとおり、第 27 条議会の責務に「第 4 項議会は、町政に関する必要な調査研究を行い、政策立案及び政策提言を行うように努めます。」を追加することを提案したところです。 　以上、ご説明いたしました。よろしくお願いいたします。
田村会長	ありがとうございます。事務局から説明がありましたが、ご意見やご質問はありませんか。
事務局（政策課長）	補足としまして、「法制的な観点からの提案と考え方」と資料に書いてあるんですけれども、法制的なということは、議会から回答いただきましたことにつきまして、もし改正するとなれば、行政側から議会の方に条例改正の提案をすることになり

	ますので、まずは我々の方で議会側に提案をしたという内容になりますので、そういった意味で法制的な観点というのは、我々が条例改正を実施する場合においての視点ということで捉えていただければなというふうに思います。
田村会長	今回この議会からの回答をいただいてということでの流れになると思うんですけれども、自治推進委員会から質問状を出して、それに対する回答をいただいて、その回答をもとに、自治推進委員会の案として、町長に答申する際に、この内容で乗っかってくるという考え方でよろしいでしょうか。
事務局（政策課長）	そうです。
田村会長	29 条の修正部分と 27 条の修正がありますので、分けて多分話をした方がいいのかなと思いますので、まず 29 条の方から見ていきたいと思いますが、議会の提案としては、3 項・4 項を一つにまとめてはどうかという修正案に対して、役場の方で考えた修正案としては、3 項・4 項は残す形で、全員議員という部分についての要件を緩めるような改正にとどめるというような形になっております。 資料を見ていただいた中で、何かご質問、ご意見はいかがでしょうか。
事務局（政策課長）	元々ありました、「全議員出席のもと」というのを、現実的に本当に出席するというよりは、理念として、考え方として全議員の皆さんがそろって、町民の皆さんに対して報告しますよという意味合いなんですけれども、もし言葉尻を捉えたときにですね、先ほど説明した通り、出席できなかったときに、開催要件を満たしていないじゃんというふうに言われないために、「意思決定のもと」ということでありまして、本州のある市のところでもですね、全議員のというような文言もありまして、そういったところを参考に、意思決定という言葉であれば、理解していただけるのかなということでご提案をしております。
田村会長	私としてもですね、この前提として書かれていた部分、3 項に定める町民からの意見を聴取する町民との意見交換の場と、第 4 項に定める町民に対して説明及び報告する議会報告会はそれぞれ自身の趣旨が異なるものというふうに書かれていますが、私も言葉を見ればそうなのかなと、議会を報告するのと、町民から広く意見を聴取するというのは目的が異なるのかなと思いますので、そういう意味ではそれぞれの項目で残す方がいいんじゃないかなというふうには感じております。 前議員出席というのはおっしゃるとおり、現実的な開催が難しい時もあると思いますので、それはこういう記載の方がいいんじゃないかなというふうに思います。
事務局（政策課長）	こちらにつきましては、去年、議員の皆さん「議員カフェ」、「議会フォーラム」積極的には行っておりますので、後ろ向きな形ではなくて一生懸命発信しようとしています。その中でも、現実的にこういうふうにしたらいいんじゃないかというご提案だったんですけれども、我々からのこの説明に対しても、議員の皆様、一定程度ご理解は得られたというふうに理解しております。
田村会長	こういうふうに条例に入っている中で、実際確認とかするんですか、今年は議会

	報告会 2 回やっていますねとか、今年やってないんじゃないですかみたいなことがあったりするんですか。
事務局（政策課長）	基本的には、我々の方ではルーティーンとして確認作業はしておりませんけれども、やはり情報として議員カフェやりますとかっていうのは毎年目にしておりますので、能動的に確認はしていませんけれども、自動的に確認というか、やられているんだなというのは、毎年認識はしているというふうになっております。
田村会長	分かりました。
斉藤委員	議員カフェというのは、議員さんたち何人かで集まって行っているものなんですか。
事務局（総務部長）	3 階のホールとか議場とか何か所かに分かれて、それぞれ議員が入って自由に来てくださいみたいな感じで、町民の方が来てお話しするような場を設けています。
田村会長	議員カフェというのは、全議員で開催されているのですか、それとも会派ごとに一部の人たちでやっているんですか。
事務局（総務部長）	基本的には、全議員で行っています。 会派ごとでやるのは、またそれは別に自分たちでやってるんですけれども、これはあくまでも自治基本条例に基づく全議員での活動ということでやっています。
田村会長	では、29 条についてはこの修正提案の方向で進めるということでよろしいでしょうか。
一同	（なし）
田村会長	ありがとうございます。 次に、27 条議会の責任という部分ですね、4 項「議会は、町政に関する必要な調査研究を行い、 政策立案及び政策提言を行うように努めます。」を追加するという提案になりますがこの部分についてはご意見、ご質問いかがでしょうか。
事務局（政策課長）	こちら他の市町村でいきますと、そもそも議会基本条例というのは独立して議会の方で自治基本条例みたいな基本条例というのを持っている市町村もあります。その中でいきますと、こういった自ら考えて自ら行政側に提言する政策提言について定義づけしている条例が多かったものでありまして、今までもですね、当然提言したことが違法だとかそういうことではなくてですね、条例上で明確にした方が議員の皆さんの活動がより見えやすいのではないかということで、逆にこちらから条例に位置づけてみてはいかがでしょうかという提案を法制上の観点からお伺いしたものでございます。 こちらについても議会側の議員の皆さんあることについてはですね、いい事ではないかというふうに受け止めていただいているという認識でございます。

田村会長	私としてはそういうものかなと思っていたので、何かあえて文言していないけど、いろんな問題を見つけて、当然行政の監視機能という部分もありますけれどももう一つのやっぱり主たる仕事としての政策立案というのがあるんだというふうに認識をしていた。
事務局（政策課長）	おっしゃるとおりで、これが出たから議員の皆さんこれから頑張りますではなくてそれも当然やられていることではあるんですけれども、理念としての条例ではありますので、やはりそこはきちんと文言として入れておくべきではないかなということでご提案させていただいています。
田村会長	あえて明文化をするということで。
事務局（政策課長）	会長のおっしゃるとおりでございます。当然の責務ではあるかと思いますが。
田村会長	どうでしょうか。今までのことから、何か変わるということではないのかなと思うんですけれども明文化をするということでの修正の提案でございますが、この内容でよろしいでしょうか。
一同	（なし）
	〈議題２　見直し内容のまとめについて〉
田村会長	続きまして、議題の 2 つ目「見直し内容のまとめについて」を事務局から説明をお願いします。
事務局（政策主査）	私から「議題（2）見直し内容のまとめについて」ご説明をさせていただきます。 資料 3 をご覧いただければと思います。 こちらは前回の会議までに議論をさせていただいた内容でございますが、答申書の作成に向けまして、意見の内容について改めて確認をさせていただきたいと思っております。 まず、町民参加の手法について委員の皆さまから多くの課題がある旨、ご指摘をいただきまして、その解決に向けて町民参加の促進に資する取組を 4 つの目的から整理を行いました。 行政には、情報共有と町民参加を促進することが、すでに条文に定められておりますが、これに加えて「町民の意見を積極的に聞くこと」、「町民に対し、町民説明会など説明の機会を設けること」を明確化するために、条例第 32 条第 2 項を 2 つに分け、第 32 条第 2 項「行政は、町民の意見を積極的に把握し、行政運営に適切に反映します。」、第 3 項「行政は、町民への説明の機会等情報の共有と町民参加を進め、連携及び協力して事務及び事業を執行しなければなりません。」と条文を改めることとして議論をいたしました。 また、これに伴って、逐条解説の内容についても見直しを行ったところでございますが、第 3 項の逐条解説にて、役場内の会議において「必要に応じて」と太文字

	で書かれている部分について、こちらの言葉を資料のとおり変更することで、文章としての理解度が上がるといった意見があったため変更をしております。 　続いて、条例第 14 条に定める町民参加の手法につきまして、条文の改正は行わないものの、逐条解説にて考え方の整理を図るということで議論しておりました。こちらに関しましては、整理した手法について、さらに落とし込めるものはないかといったご指摘を会長からいただいておりましたので、第 3 号の資料太字になっている部分でございますが、パブコメ実施の際には、関係団体にも周知を図るということを追記しております。 　最後に町民の定義についてでございます。こちらは、前回の会議から修正点はございません。逐条解説において町民の定義につきましてですね、資料下段のとおり今後の社会情勢の変化に伴い検討を行う必要がある旨を記載して整理したところでございます。 　以上、ご説明いたしました。よろしくお願いいたします。
田村会長	はい、事務局から説明ありましたが、ご意見やご質問はありませんか。 　この部分については、これまでの議論してきた内容の最後まとめみたいなところなのかなと思います。前回出された部分からの変更点も多くはありませんので、細かい修正になってくるかなと思います。 　資料の 2 枚目ですね、逐条解説の「必要に応じて」という部分の記載を、場所を変更するということで、よりわかりやすい記載になったのかなと確かに思います。 　あと資料 3 枚目ですけれども、第 3 号関係「また実施に際しては、施設等の関係団体等にも周知を依頼するなど、意見公募手続きの実施をより多くの町民に周知し、意見を提出する機会を広く提供する必要があります」ということで、逐条解説に加えていただいたということになっております。 　町民の定義については、前回の資料と変更はないということでございますので、この 2 つの箇所の修正について問題なければ、これでいいのかなというふうに思っております。 　この内容でよろしいでしょうか。
一同	（なし）
田村会長	では、本日の議題が終わりましたので、最後にその他ということで、事務局からよろしくお願いします。
事務局（政策主査）	それでは私の方から、今後の予定につきまして、ご説明させていただければと思います。 　資料 4 をご覧いただければと思います。 　今回の議論させていただいた結果を踏まえまして、町長への答申案を事務局にて作成いたします。内容につきましては、本日確認させていただいたものを実際の答申書に落とし込むといった形になりまして、作成は今月の 30 日には答申書（案）を完成させる予定です。 　　その後、記載のとおり委員の皆さまにも共有をさせていただき、ご意見やご質問があればメールやお電話などでお伺いさせていただきたいと考えております。

	その後、10 月 7 日（水）に第 7 回の本委員会を開催させていただきまして、町長への答申を行うこととして予定しております。 開催案内につきましては、本日皆さまにお配りしておりますので、ご確認いただきまして、ご出席をいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。 また、スケジュールに関しましては、当初第 8 回目も開催を予定するということで皆様にご案内をしておりましたけれども、今回、会議の進捗状況に合わせてスケジュールを切り直した結果、現時点では第 7 回とここで推進委員会の方は、以降の開催は、今のところ予定していないというような状況になってございます。 そのあとのスケジュールとしましては、10 月 13 日から 1 か月間パブリックコメントを実施したいと考えております。 パブリックコメントについては、今回整理した取り組みを早速実施する機会だと事務局としても捉えています。皆さまにも周知の依頼をさせていただくことになろうかと思いますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。 12 月に条例改正の提案を行いまして、その後 12 月から 3 月にかけて、今回議論した以外の部分の逐条解説につきましても、事務局の方で見直しを行う考えでございます。 また、12 月～3 月にかけて、今回整理した内容以外の逐条解説の見直しを行う予定です。 見直し案が完成しましたら、委員の皆さまにも共有させていただきたいと思っておりますので、ご意見ご質問等ありましたら、お伺いさせていただきたいと思います。 スケジュールに関しましては以上になります。
田村会長	ありがとうございます。 では、次回は 10 月 7 日ということで、その後パブリックコメント実施ということで、これまでどうやったらパブリックコメントを広く集められるかということを議論してきましたので、せっかくの機会ですからみんなで協力してパブリックコメントを集められるようにできたらいいのかなと思いますので、よろしくお願いします。 もしパブリックコメントにいろんな意見が入っていったときには、また何かこう開催をして、それについて話し合うとかっていう可能性ってあるんでしょうか。
事務局（政策主査）	そうですね。そのパブリックコメントでいただいたご意見によってですね、皆様にご意見をお伺いする必要があるというふうに事務局で判断した場合には、開催というのも検討しなければならないかなというふうな認識でおります。
田村会長	わかりました。この 12 月の条例改正案とかっていうのは特に、実質推進会を開くようなものではなく議会の方での話ということですか。
事務局（政策課長）	こちらにつきましては、行政手続きとなりますので、我々の方でですね、議会に条例改正を提案するという形になります。
田村会長	はい、わかりました。 何かご質問ありますか。

佐藤委員	資料 4 番の施行が、「令和 8 年 4 月」となっているのですが。
事務局（政策課長）	「令和 9 年 4 月から」ですね。ありがとうございます。
田村会長	では、よろしいでしょうか。
一同	（なし）
田村会長	では、次回は 10 月 7 日町長への答申ということになりますので、よろしくお願いします。 以上で、本日の会議を終了したいと思います。ありがとうございました。 終了